五　前項第十二号の業務　千百円を超えない範囲内において、それぞれの業務に応じて人事院が定める額（特に困難で心身に著しい負担を与えると人事院が認める業務に従事した場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）

３　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―四九（地域手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―四九―五五

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後			
別表第一（第二条、第三条関係）			
都道府県	支給地域	級地	
（略）	（略）	（略）	
神奈川県	（略）	（略）	
	三浦市　秦野市　三浦郡葉山町　中郡二宮町	六級地	
（略）	（略）	（略）	
備考　（略）			
別表第三（第六条、第七条関係）			
第六条の官署は次の各号に掲げる官署とし、第七条の起算日は当該官署の区分に応じ当該各号に定める日とする。			
一・二　（略）			
（削る）			

改正前			
別表第一（第二条、第三条関係）			
都道府県	支給地域	級地	
（略）	（略）	（略）	
神奈川県	（略）	（略）	
	三浦市　三浦郡葉山町　中郡二宮町	六級地	
（略）	（略）	（略）	
備考　（略）			
別表第三（第六条、第七条関係）			
第六条の官署は次の各号に掲げる官署とし、第七条の起算日は当該官署の区分に応じ当該各号に定める日とする。			
一・二　（略）			
三　文化庁地域文化創生本部			平成二十九年四月一日

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―五五―一四二

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後			
別表（第一条、第二条関係）			
一　一年を通じて特地勤務手当が支給される官署			
都道府県	所在地	官署	級別区分
北海道	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	二級地
四	沙流郡日高町松風町二の二五一の	室蘭開発建設部日高道路事務所	

改正前			
別表（第一条、第二条関係）			
一　一年を通じて特地勤務手当が支給される官署			
都道府県	所在地	官署	級別区分
北海道	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	二級地
四	沙流郡日高町松風町二の二五一の	室蘭開発建設部日高道路事務所	